

平成23年8月30日

平成22年度の裁判所特定事業主行動計画の実施状況について

1 アクションプランの周知（行動計画第4の1）

裁判所では、裁判所特定事業主行動計画（以下「アクションプラン」という。）の内容を職員に周知し、その活用を促進するために、毎年6月を「アクションプラン推進月間」と定めました。

第2期計画期間の初年度に当たる平成22年度の推進月間では、職員に対して、チラシ等でアクションプラン推進月間を周知するとともに説明会やDVD上映会を行い、第2期行動計画の重要な視点であるワーク・ライフ・バランスの考え方への理解を促しました。

2 仕事と育児の両立に向けて（行動計画第5の1）

第1期行動計画の取組に引き続き、妊娠している職員のいる職場では、周囲の職員に対し理解を求めるためのミーティングや説明を行い、職務分担の見直しなどを行いました。

3 年次休暇の効率的な取得に向けて（行動計画第5の3）

管理部門担当者や管理職員は、職員の年次休暇取得の促進に向けて、第1期行動計画の取組に引き続き、業務予定を早期に周知したり、休暇予定表を活用したり、ミーティングの際に各職員の予定を把握して計画的な事務処理を心がけるなどして、職員が休暇を取得しやすい環境を整えるよう配慮しました。また、職員自らが1ヶ月に1日以上「リフレッシュ・デー」を設定するよう呼びかけを行い、管理職員は、各職員が定めた「リフレッシュ・デー」を確実に実行できるよう配慮しました。

4 平成26年度までの数値目標について

第2期行動期間の数値目標と平成22年度の取組状況は、以下のとおりです。

- 男性職員の育児休業の取得率【数値目標7%】7.4%
- 男性職員の3日以上育児参加休暇の取得率【数値目標80%】37.2%
- 職員一人当たりの年次休暇の平均取得日数割合
【数値目標80%の16日】15.08日

これからも引き続き、アクションプランを実現させるための取組を行っていきます。

※第2期行動期間の概要については、「裁判所特定事業主行動計画 みんなで考える子育て応援アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」，「裁判所特定事業主行動計画（第2期）の概要」をご覧ください。